

八尾市放課後児童室について（放課後児童健全育成事業）

1. 放課後児童室とは

八尾市が開設する放課後児童室（以下「児童室」という。）は、保護者が就労、疾病等のため昼間不在状況となる小学校低学年児童（小学校1年生から3年生）を対象に、放課後に学校施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、児童の健全な育成を図ることを目的としています。なお、八尾市では27地区で4年生～6年生を対象としたモデル事業を実施しています。

2. 運営内容

- ①平日 授業終了後～午後6時まで（午後5時～午後6時はお迎えが条件）
- ②土曜日、夏休み等 午前9時～午後5時まで
- ③費用負担 使用料 月～土 6,000円（1人/月） 月～金 5,000円（1人/月）
- ④減免制度 ・全額免除 生活保護、市民税非課税の世帯、同一世帯で3人以上入室
・半額免除 市民税均等割のみの世帯、同一世帯で2人以上入室
- ⑤職員配置 各クラブに指導員を2名配置。児童数が一定数を超える場合、また、要配慮時がある場合、状況に応じ指導員を加配する。

3. 現状

市内28小学校に開設	47クラブ
教室活用施設	26クラブ
	1クラブごとの定員 60～70名
	1クラブの面積 57.8㎡～67㎡
	1人あたりの面積 0.9㎡～1.12㎡
専用施設	21クラブ
	1クラブごとの定員 50～70名
	1クラブの面積 75.84㎡～216.13㎡
	1人あたりの面積 1.40㎡～3.09㎡

入室状況（平成26年4月末現在）

1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
782	729	632	332	131	50	2656